国民健康保険税の改正のお知らせ

1．課税限度額が変わりました。

・後期高齢者支援金分に係る課税限度額が次のとおり引き上げられました。

	課税区分			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
改正前	65万円	20万円	17万円	102万円
改正後	改正無し	22万円（＋２万円）	改正無し	104万円（＋２万円）

2．軽減対象世帯を判定する所得控除額を引き上げました。

・５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯を判定する所得控除額を次のとおり引き上げ、軽減対象世帯を拡大しました。

軽減区分		改正内容
５割軽減	改正前	基礎控除額(43万円)＋28.5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数-1)}
	改正後	基礎控除額(43万円)＋ **29万円**×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数-1)}
２割軽減	改正前	基礎控除額(43万円)＋ 52万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数-1)}
	改正後	基礎控除額(43万円)＋**53.5万円**×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数-1)}

3．令和５年度の国民健康保険税率は据え置きです。

・令和５年度の国民健康保険税率は次のとおり令和３年度からの据え置きとなりました。

※１ 均等割は一人当たりの金額です。

※２ 平等割は一世帯当たりの金額です。

●各種減免等の制度があります。

税区分		令和５年度税率 **【令和3年度からの据え置き】**
医療分	所得割	8.80％
	均等割※１	34,000円
	平等割※２	35,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70％
	均等割※１	10,000円
	平等割※２	12,000円
介護納付金分	所得割	1.50％
	均等割※１	9,000円
	平等割※２	7,500円

【問合せ】保健福祉課保険・医療グループ　☎82-2780

シリーズ 今中新校舎 6時間目

今金中学校落成記念事業のお知らせ!!

本年４月から、今金中学校の生徒たちは、新しい校舎に元気に登校しています。

この新しい学び舎は、学校教育はもとより地域住民の交流の場となることを期待しながら、この度、落成記念事業を開催する運びとなりました。次のとおりご案内いたしますので、町民みなさまの参加をお待ちしております。



と　き　2023年７月23日（日）
ところ　今金中学校

①今金中学校吹奏楽部ロビーコンサート　14時～
（今中ランチルーム）

②『今中の壁』写真展　14時～（今中武道場）
【今金町ふるさと応援大使佑木瞬さんが撮影した今中ウォールアート事業の写真展】

③アンサンブルグループ「奏楽（そら）」クラシックコンサート
開場14時30分～　開演15時～16時30分（今中体育館）

※詳細は、今金町公式ホームページ、町内回覧等で周知します。

【問合せ】今金町教育委員会　☎82-3488

無料職業紹介所（グリーンサポートセンター）について

農林振興課では、農業、林業における労働力不足と雇用対策の一体的な取組として、平成28年度より「無料職業紹介所」（グリーンサポートセンター）を開設しております。

◎農林業で働きたい人いませんか？
農林業への就職を希望される方や、一時的な就労を希望される方など、ぜひ「無料職業紹介所」（グリーンサポートセンター）を御活用ください。

◎人手は足りていますか？
人手が欲しいという方も、ぜひ「無料職業紹介所」（グリーンサポートセンター）を御活用ください。
町内在住の農業者及び林業者が対象です。

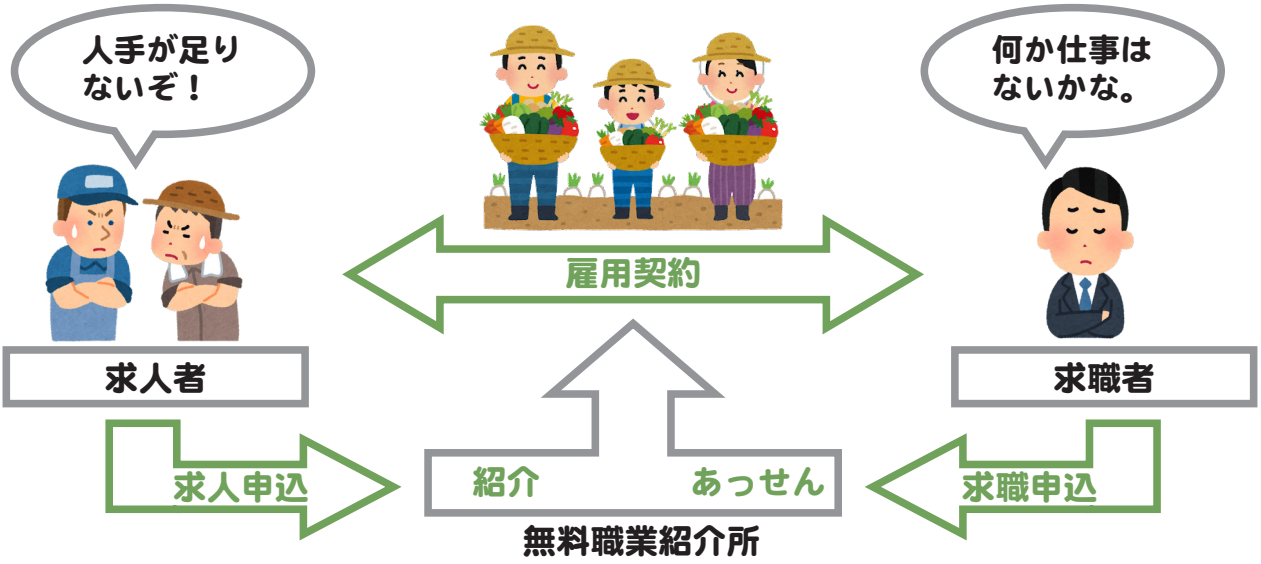

【問合せ】今金町農林振興課無料職業紹介所（グリーンサポートセンター）
（今金町農林振興課内）☎82-0111

農地調査のお知らせ

農業委員会では、８月～11月を調査期間として、優良農地の確保と遊休農地の発生防止、農地の違反転用と不法投棄の早期発見のため、農業委員が班を編成して地域ごとに巡回します。調査の際に農地へ立ち入ることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
なお、現地調査の際の立会いは必要ありません。
また、この調査により確認された遊休農地については、後日、所有者へ今後の管理意向を調査させていただき、遊休農地の解消に向けた活動に役立てます。
農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

◆調査員（農業委員）は、身分証明書、緑の帽子と腕章を着用、調査車両には「農地パトロール」と書いたマグネット板をつけて農地を調査します。

■農地の転用・売買等には許可が必要です。
○農地転用の許可・届出の申請
農地を農地以外の用途（宅地、駐車場、植林、資材置き場）で使用する場合は、事前に許可を受ける必要があります。

○農地の売買・賃貸の申請
農地を耕作目的で売る・買う・借りる場合は申請が必要です。



【問合せ】農業委員会事務局　☎82-0111